寒川町私立認可保育所及び病児保育施設開設・運営事業者募集に関する質問回答書

No.	質問	回答
・施設整備の補助金について		
1	予定地は借地（事業用定期借地）とし、建物を当法人が新築する計画です。借地にあたり、地代の一部を一時金として前払いすることを検討しています。 この一時金について、就学前教育・保育施設整備交付金における「定期借地権設定のための一時金」に対する補助は、本募集において株式会社が整備する場合も対象となりますでしょうか。 対象となる場合は、補助の基準額・補助率・申請時期をご教示ください。	株式会社が整備する場合も対象となります。 補助基準額は就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2-2交付基準額表（対象経費2分の1相当）の該当項目を合算した金額に含まれます。 補助率は国が2分の1、町が4分の1となり、合計で4分の3です。 補助基準額や補助率は変更となる可能性があります。 補助申請時期は令和10年度中を予定しています。 施設整備に関するすべての行為は国庫補助の交付内示後を前提とします。
・運営の補助金等について		
2	当法人が土地を賃借し、建物を新築・所有する場合、公定価格の減価償却費加算とは別に、開所後の土地賃借料や自己所有建物に係る費用について、国、神奈川県又は寒川町が実施する補助制度はありますでしょうか。 制度がある場合は、本募集において株式会社が整備・運営する施設も対象となるか、制度名・適用要件・補助額又は算定方法をご教示ください。 また、土地の定期借地権設定のための一時金に対する補助や、建物の整備費補助との併用の可否についても、併せてご教示ください。	該当する補助制度はありません。
・整備・運営方式について		
3	賃貸物件に抵当権（根抵当権）が設定・登記されていないこととあるが、本事業における借入金の抵当権の設定は可能か。	本件における抵当権の設定は可能です。
・提出書類について		
4	応募事業者提出書類の14納税証明書の写しの都道府県及び市町村に納付するものの未納である証明はどの範囲を必要とするのか。当法人が複数都道府県に施設があり、すべての自治体分が必要なのか、法人所在地のみでよいのか。 また社会福祉法人において、法人税はなく、施設においての住民税、軽自動車税のみになるが内容はこれでよいのか。	法人本部所在地分の納税証明書を提出してください。 納付すべき税の未納がないことを証明するものを提出してください。
・施設整備の補助金について		
5	借地の始期から開所（令和11年4月1日）までの工事期間中に毎月発生する土地賃借料（開所前の地代）は、補助の対象となりますでしょうか。	国庫補助の交付内示後であれば保育所部分のみ補助の対象となります。
6	募集要項に記載の施設整備補助（認可保育所部分：補助対象経費の4分の3、病児保育事業部分：10分の9）について、株式会社が借地上に保育所を新築する場合も補助対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	株式会社が施設整備する場合も補助対象となります。
7	募集要項では、認可保育所部分の補助上限額が定員72人の場合で例示されています。 定員を78人とした場合の補助上限額（または算定の考え方）をご教示ください。	補助上限額に変更が生じる箇所は開設準備加算のみです。 開設準備加算の定員71～100名における基準額に78を乗じて算定してください。
8	開発に伴い必要となる前面道路・排水設備・消防水利・上水道の配水管延長及び給水管の引込み・下水道管の延長等の整備費用、造成工事費、開発許可申請に係る設計・申請費用は、施設整備補助金の補助対象経費となりますでしょうか。	施設と一体的になっている箇所は補助対象経費となりますが、それ以外の箇所は対象となります。 開発許可申請に係る費用も対象外です。

・その他について		
9	募集要項10（5）では、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選考を取り消すとされています。 予定事業者決定後に開発許可が最終的に下りなかった場合、選考の取消しを判断する時期や、代替地での計画変更の可否など、具体的な取扱いをご教示ください。	開発許可が下りないことが判明した時点で選考を取り消します。 再度、開設・運営事業者を募集します。
10	神奈川県の市街化調整区域における保育所等の立地に関する取扱指針（基準）について、町としては予定地のような市街化調整区域の土地にも適用できるとお考えでしょうか。	本質問については、神奈川県にお問い合わせください。
11	市街化調整区域の予定地に保育所を新築する場合、都市計画法第29条・第34条第14号による開発許可となるのか、又は第43条の建築許可となるのか、想定される手続きのルートをご教示ください。 神奈川県開発審査会への付議は必要となりますでしょうか。 寒川町開発審議会（寒川町開発指導要綱に基づく町の手続き）と県の開発審査会の両方の手続きが必要となりますでしょうか。 許可までの標準的な期間と、各審査会・審議会の開催時期をご教示ください。	本質問については、寒川町都市建設部都市計画課都市計画・開発指導担当並びに神奈川県平塚土木事務所まちづくり推進課にお問い合わせください。
12	予定地の敷地全体を開発区域とする必要がありますでしょうか。 敷地の一部を園舎・園庭・駐車場として開発区域とし、残りを菜園等として区分することは可能でしょうか。	本質問については、寒川町都市建設部都市計画課都市計画・開発指導担当並びに神奈川県平塚土木事務所まちづくり推進課にお問い合わせください。
13	予定地は現在、資材置場として利用されています。 過去に行われた造成・盛土の許可又は届出の記録、開発登録簿、建築確認の履歴、過去の土地利用の履歴等を確認する場合の閲覧・照会の方法（所管課）をご教示ください。	本質問については、寒川町都市建設部都市計画課都市計画・開発指導担当並びに神奈川県平塚土木事務所まちづくり推進課にお問い合わせください。
14	予定地の前面道路まで上水道の配水管が布設されていないと聞いております。配水管の延長が必要な場合の費用負担の考え方、手続き及び協議先をご教示ください。	本質問については、神奈川県茅ケ崎水道営業所にお問い合わせください。
15	公共下水道本管の延長工事が必要となる場合、費用は事業者負担となりますでしょうか。 延長した管は、完成後に町へ無償帰属する扱いとなりますでしょうか。	本質問については、寒川町都市建設部下水道課整備担当にお問い合わせください。
16	公共下水道への接続ができない場合、合併処理浄化槽による保育所の整備は可能でしょうか。 雨水は全量を敷地内で処理（浸透等）する必要がありますでしょうか。 オーバーフロー分を公共の排水施設へ接続することは可能でしょうか。	本質問については、寒川町都市建設部下水道課整備担当にお問い合わせください。
・整備・運営方式について		
17	募集要項では、借地の場合「賃貸期間は運営開始日から起算して20年以上担保され、必要に応じて更新又は再契約が可能であること」とされています。 更新のない事業用定期借地権設定契約（存続期間20年以上、期間満了時は当事者の合意により再契約が可能な旨を定める）による借地は、この要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約も要件を満たします。

・その他について		
18	募集要項では工事の着工及び完了を令和10年度中とされています。 地権者からの土地の引渡し（借地の始期）が令和10年度の初め頃となる予定であっても、令和10年度中に着工・完了し令和11年4月1日に開所する整備スケジュールを示せば、応募は可能でしょうか。	令和10年度中に施設を整備し、令和11年4月1日に開所するスケジュールであれば応募可能です。
19	予定地が複数の筆に分かれている場合、応募時点で合筆は必要でしょうか。 土地の登記全部事項証明書および公図は、対象となる全筆分を提出すればよろしいでしょうか。	応募時点での合筆は不要です。 土地の全部事項証明書は、対象となる全ての分を提出してください。
・病児保育事業について		
20	病児保育施設を保育所と同一敷地内に、保育所棟と接続した別棟（2階建て）として整備し、1階を病児保育室、2階を保育所の倉庫・相談室として使用することは可能でしょうか。 可能な場合、補助対象経費は面積按分で区分する考え方でよろしいでしょうか。	ご提案の使用方法は可能です。 補助対象経費は面積で按分してください。
・その他について		
21	募集要項に「既設保育所等の縮小・廃止禁止」とありますが、小規模保育事業所（A型）は、新設の認可保育所の開所後も現行どおり継続して運営する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。